

都市計画決定線の位置確認について

都市計画決定された用途地域の境界線、都市計画道路の計画線の明示を希望される場合は、次の内容が示された図面をお持ちください。なお明示した決定線は都市計画決定図書の図面（2,500分の1）から転写したものです。

1. 必要書類

必要図書	部数	記載にあたっての注意
依頼書 (返却しません)	1	依頼書の様式は街づくり計画課窓口でお渡しします。図面依頼時にご記入ください。なお、依頼書の押印は不要です。
案内図 (返却しません)	1	申請敷地を赤で明示してください。
大和市道路査定図 (返却しません)	1	大和市管理の道路査定図は、道路管理課で有料にて入手できます。 3・3・1宿つきみ野線、3・4・1藤沢町田線、3・4・5横浜・厚木線の都市計画道路の計画線の記入の場合は不要です。
図面（申請図） (用途地域の境界線、都市計画道路の計画線を記入したものを返却します) 測量図、その他申請図として妥当と判断できるもの	1	<p>次の内容をすべて網羅した申請図を提出してください。 (網羅していない場合は、受付することができません。必ず、事前に確認のうえ、ご持参ください。)</p> <p><input type="checkbox"/>印刷が鮮明なもの</p> <p><input type="checkbox"/>方位が記入されている</p> <p><input type="checkbox"/>縮尺表示（原則 1/50,1/100,1/200,1/250 のいずれか）が記入されている</p> <p><input type="checkbox"/>縮尺が正しいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図面をお持ちいただいた際、寸法を検尺します。 <p><input type="checkbox"/>官民境界杭が記入されていること。</p> <p>用途地域の境界線の場合：申請敷地の近くの市杭 都市計画道路の境界線の場合：前面道路の市杭</p> <p>ただし、次の都市計画道路は、県杭、国杭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・3・1 宿つきみ野線：県杭 ・ 3・4・1 藤沢町田線：国杭 ・ 3・4・5 横浜・厚木線：県杭 <p><input type="checkbox"/>次の寸法が記入されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官民境界杭から該当敷地までの距離 ・ 敷地の周囲の長さ <p><input type="checkbox"/>杭名称（市杭、市プレート、県杭、県プレート、国杭、国プレート）が記入されていること</p>
その他参考となる図書	1	該当する敷地が位置指定道路等に接する場合はその道路に関する資料が考えられます。（必要な資料を担当者と協議してください。）

2. 手続き期間について・・・**おおむね7日間程度**（土曜、日曜、休日は除く）

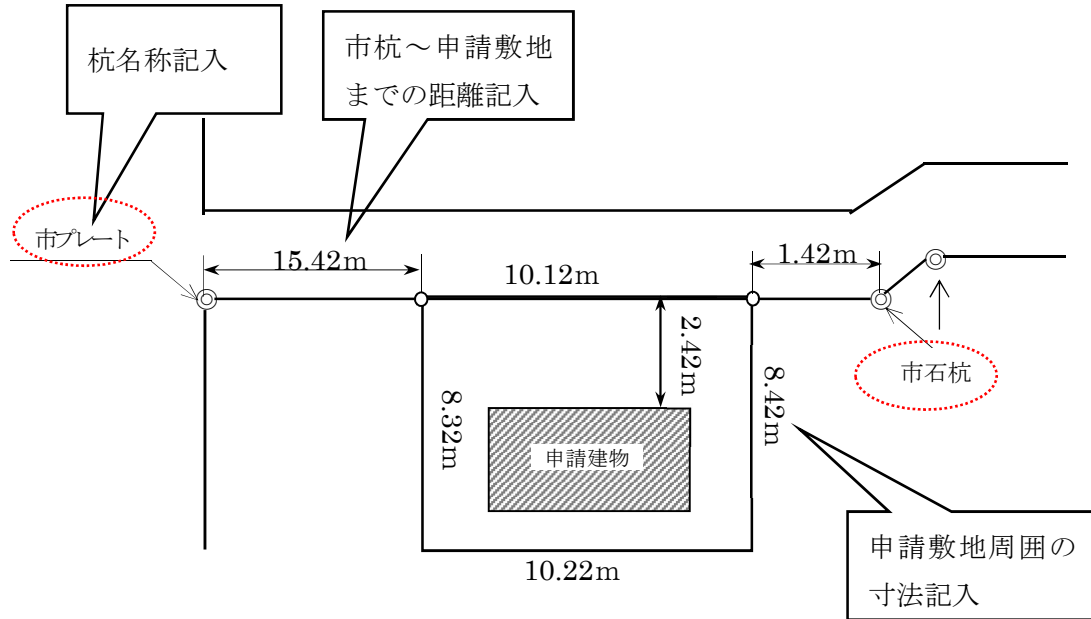
3. 申請図記入例

《用途地域》

市杭、市杭から申請敷地までの距離、申請敷地周囲の寸法の記入の仕方について

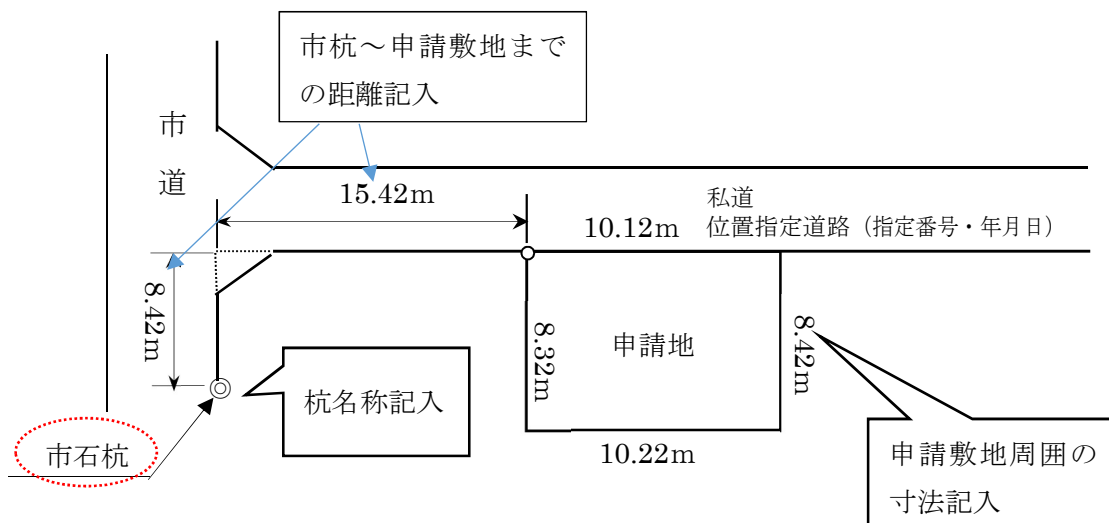
※県道、国道に接する敷地においても、近くの市杭の記入をお願いします。（どの市杭を表示したらよいか事前にご相談ください。）

【該当する敷地が、市道と接する場合】

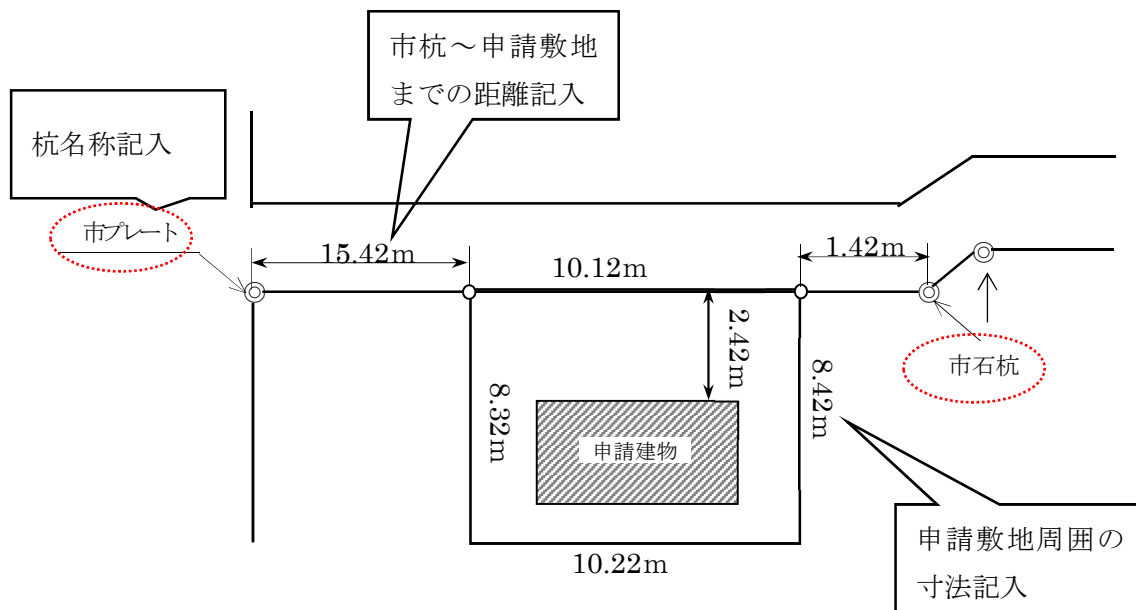


【該当する敷地が位置指定道路等に接する場合】

位置指定道路等に面して建築する場合は、市石杭から位置指定道路等の入口までの距離及び位置指定道路等の入口から隣地境界線までの距離を明記してください。



《都市計画道路》



■前面道路が、県道、国道の場合は、県杭、国杭とその杭から申請敷地までの距離を記入してください。
 なお、次の道路の道路査定図を入手する場合は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにお問い合わせください。

都市計画道路の名称	県道・国道の名称
3・3・1 宿つきみ野線	県道 56 号線
3・4・1 藤沢町田線	国道 467 号線
3・4・5 横浜・厚木線	県道 40 号線

[問い合わせ先]

神奈川県厚木土木事務所 東部センター
 綾瀬市寺尾本町1-11-3 電話 0467(79)2800

■都市計画道路の区域内で建築物を建築するときは、都市計画法第53条第1項の規定により、大和市長の許可を受けなければいけません。別途、ご相談ください。

4. 補足事項

- ・都市計画決定線は、敷地にかからない場合は記載しません。
- ・申請後3か月を経過しても受領されない場合は処分させていただきます。
- ・窓口では、依頼を受け付ける際に、必要図面及び縮尺の確認等を行うため、お時間をいただいております。また、加筆・修正が必要となる場合もございます。時間に余裕をもって、お越しください。

提出時チェックリスト

次の内容のチェックのうえ依頼してください。

印刷が鮮明なもの

方位が記入されている

縮尺表示（原則 1/50, 1/100, 1/200, 1/250 のいずれか）が記入されている

縮尺が正しいもの

- ・ 図面をお持ちいただいた際、寸法を検尺します。
- ・ 提出された図面の記入寸法と三角スケールで検尺した寸法が違う図面は受け付けることができません。

官民境界杭が記入されていること

用途地域の境界線の場合：申請敷地の近くの市杭

都市計画道路の境界線の場合：前面道路の市杭

（次の道路については、県杭・国杭の表示になります）

都市計画道路の名称	杭の内容
3・3・1 宿つきみ野線	県杭
3・4・1 藤沢町田線	国杭
3・4・5 横浜・厚木線	県杭

次の寸法が記入されていること

- ・ 官民境界杭から該当敷地までの距離
- ・ 敷地の周囲の長さ

杭名称（市杭、市プレート、県杭、県プレート、国杭、国プレート）が、記入されていること

【問い合わせ先】

街づくり施設部 街づくり計画課 都市計画係 電話 046-260-5443（直通）

都市計画の内容は、大和市公開型地図情報サービスで、確認できます。

- 大和市ホームページ⇒地図情報サービス（トップページ左下のオンラインサービス）
- ⇒都市計画⇒同意する(利用上の注意をご覧ください)⇒画面案内に従い調査場所を表示
- ⇒調査したい点をクリック（調査したい点に旗が立ち、詳細情報が表示されます）